政府税制調査会中期答申(平成15年6月17日)より抜粋

第三 その他の課題

三 環境問題への対応

1.基本的考え方

京都議定書の発効に向けて、地球温暖化問題をはじめとした環境問題への関心が年々高まっている。当調査会においても、環境問題に対する総合的な取組みの一環として、税制面での対応について、幅広い観点から検討していく必要がある。特に、地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。(補論参照1)

2.税制面で対応を検討する場合の留意点

環境問題に対する税制面での対応の検討に際しては、いくつか検討すべき点がある。

まず、公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能に照らして考えた場合、特定の政策目的に税制を活用することや政策目的が実現されるにつれて税収が逓減していくという性質について問題となる。また、そもそもこのような性質を有するものは「課徴金」ではないかという意見もあり、こうした基本的な点について、今後、十分な議論をしていく必要がある。

さらに、環境負荷の原因者に追加的な負担を求めることによって生じる税収を地球温暖化対策などの環境対策のために用いるべきか否かの問題がある。一般財源にするか、目的税又は特定財源にするかについては、当調査会が繰り返し指摘してきたとおり、税の基本的な考え方に沿って検討する必要がある。

いずれにせよ、いわゆる環境税の導入を検討する際には、国民に広く負担を 求めることになるので、国民の理解と協力が得られることが不可欠である。今 後、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、 国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則(PPP)に立っ て、引き続き幅広い観点から検討する。

地球温暖化問題に対する税制面での対応を検討する場合には、揮発油税、軽油引取税、石油石炭税など既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきである。

補論

環境問題への対応

1.環境施策の諸類型と税制

環境問題には、地球温暖化問題をはじめ、大気汚染、廃棄物問題などの身近な 環境問題など様々なものがある。これらの問題に対する対策の手法としては、各 種の規制的手法や自主的取組、経済的手法があるが、それぞれの環境問題の性格 に応じて、各種手法の特徴を踏まえた適切な組合せを考えていくことが必要であ る。近年では、例えばCO2排出削減対策や自動車排気ガス対策などのように、 排出源が多数存在しており、排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な 問題に対応するためには、従来の規制的手法、自主的取組に加え、市場メカニズ ムを通じて外部費用の内部化を図る経済的手法が有効と考えられている。

経済的手法については、一般に、「税・課徴金」、「助成措置」、「排出権取引」、「デポジット制」に区分できる。このうち「税・課徴金」は、汚染行為に対し金銭的負担を求めるものであり、PPPの趣旨に適合している。同時に、市場メカニズムを通じて各主体がそれぞれに最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストで済むという長所がある。また、汚染削減に向けた継続的なインセンティブがあり、技術開発にも長期的にプラスの影響を与えるといった特徴もある。

税制面での対応を検討する場合、経済的手法のなじむ分野(例えば、排出源が多く、排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な分野)において、上記のような「税・課徴金」の長所・特徴が適切に発揮されるような仕組みを検討しなければならない。

2.地球温暖化問題の現状

環境問題の中でも、特に、地球温暖化問題については、京都議定書の発効に向けて、国民の関心が高まっている。1997年12月に開催された「気候変動枠組条約」の第3回締約国会議(COP3、いわゆる京都会議)において、先進国全体で、CO2等の温室効果ガスの排出量を2008年から2012年まで(第1約束期間)の間に1990年比で5%(日本6%、アメリカ7%、EU8%)以上削減する旨の京都議定書が採択された。わが国においては、2002年6月にこれを締結したところであり、今後、ロシアが締結すれば発効することになる。

一方、現在のわが国のCO2等の温室効果ガスの排出量は、2000年度においては、1990年度比で8%上回っている。このような状況を踏まえ、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部においては、国、地方公共団体、事業者、国民の総力を挙げた取組みを強力に推し進めるため、2002年(平成14年)3月に、京都議定書締結に先立ち、京都議定書に定められた温室効果ガスの6%削減約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進大綱を見直したところである。地球温暖化対策推進大綱においては、京都議定書の目標達成に向けて各種施策を段階的に進めていくこととされている。大綱においては、2002年から第1約束期間終了までの間を、2002年から 2004年までの「第1ステップ」、2005年

から 2007 年までの「第 2 ステップ」、第 1 約束期間 (2008 年から 2012 年まで)の「第 3 ステップ」の 3 ステップに区分している。第 1 ステップから講じていく対策・施策によって第 1 約束期間における京都議定書の 6 %削減約束を確実に達成することを定量的に明らかにするとともに、第 2 ステップ及び第 3 ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用している。

(参考) 地球温暖化対策推進大綱においては、「税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力など国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」こととされている。